

# 実 施 計 画 審 査 書

堺 環 共 第 222 号  
令 和 4 年 5 月 18 日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会  
会長 十倉 雅和 様

堺 市 長  
永 藤 英 機

2025 年日本国際博覧会 会場外駐車場 環境影響評価実施計画書  
に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

令和 4 年 3 月 18 日付けで提出のあった標記環境影響評価実施計画書について、堺市環境影響評価条例第 14 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

(別紙)

2025 年日本国際博覧会 会場外駐車場 環境影響評価実施計画書  
に対する環境の保全の見地からの意見

環境影響評価の実施に当たっては、次に掲げる事項について適切に対応すること。

1 全般的事項

- 準備書においては、2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会での検討内容を基に、より具体的な輸送計画を記載し、当該計画に基づいて予測を行うこと。
- 事業計画地の周辺の交通への影響を極力低減するように、工事用車両及び施設利用車両の走行ルートを適切に設定し、交通混雑対策についても十分検討すること。
- パークアンドライドバスの乗降場所が西側の駐車場のみとなる場合は、東側の駐車場への来場者が、安全かつ円滑に西側の駐車場に移動し、パークアンドライドバスに乗降することができるように、適切な動線計画を検討すること。

2 環境配慮の内容

- 照明施設による生態系への影響が最小限となるよう、環境配慮の内容について適切に検討すること。

3 大気質、騒音、振動

- 予測において、異なる発生源からの影響時期及び影響範囲が重なる場合は、各発生源の複合的な影響についても考慮すること。

4 安全（交通）

- 事業計画地の一部見直しに伴う交通への影響について交差点解析等により検討し、その結果を準備書に記載すること。
- 車路・歩道等の施設配置計画、周辺道路の交通安全対策について、準備書に可能な限り具体的に記載すること。